

郡山市立公民館使用料免除基準

平成 18 年 4 月 1 日制定

[教育総務部生涯学習課]

(趣旨)

第 1 条 この基準は、郡山市立公民館条例（昭和 40 年郡山市条例第 50 号。以下「条例」という。）第 9 条及び郡山市立公民館条例施行規則（昭和 52 年郡山市教育委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条の規定に基づく使用料の免除について必要な事項を定めるものとする。

(使用料の免除)

第 2 条 規則第 6 条第 1 項第 2 号に規定する使用料の免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市内の社会教育団体が住民の教育目的又は公共的な活動に使用する場合 全部免除
- (2) 市内の町内会等自治組織がその設立の目的達成のために使用する場合 全部免除
- (3) 市内の行政施策を推進するための補完的業務を行う組織がその目的達成のために使用する場合 全部免除
- (4) 市内の福祉団体がその設立の目的達成のために使用する場合 全部免除
- (5) 前各号以外の公共的団体が直接住民の利益に関する事業で使用する場合 2 分の 1 免除
- (6) その他教育委員会が適当と認める場合 教育委員会が認める額

(使用料免除の制限)

第 3 条 冷房及び暖房の使用料は、条例第 9 条第 1 号及び第 2 号に該当する場合を除き、免除しない。

附 則

この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。